

議案第1号

西脇市立西脇小学校校舎基本計画検討委員会条例を廃止
する条例の制定について

西脇市立西脇小学校校舎基本計画検討委員会条例を廃止する条例を
次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

西脇市立西脇小学校校舎基本計画検討委員会の設置目的を達成した
ことに伴い、当該委員会を廃止するため。

西脇市立西脇小学校校舎基本計画検討委員会条例を廃止する条例

西脇市立西脇小学校校舎基本計画検討委員会条例（平成25年西脇市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化財審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
西脇市立西脇小学校校舎基本計画検討委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

を

「

文化財保護審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
------------	----	-------	---------------

に

改める。